

令和6年度第2回利府町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月24日（金）午後2時から午後3時50分まで
- 2 開催場所 利府町役場2階 第1会議室

- 3 出席者 （農業委員9名 推進委員5名） 計12名

会	長	1番	渡	邊	賢			
委	員	3番	桂	嶋	賢一			
委	員	4番	小	幡	康子			
委	員	5番	櫻	井	孝一			
委	員	6番	伊	藤	英樹			
委	員	7番	菊	地	豊志			
委	員	9番	小	林	寅雄			
推	進	委	員	10番	庄	司	安	伸
推	進	委	員	11番	板	橋	秀	之
推	進	委	員	12番	伊	藤	信	一
推	進	委	員	13番	高	橋	信	博
推	進	委	員	14番	赤	間	良	一

農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 活 博

事務局 鈴木 俊 也、橋 本 遼 翔

※ 2番 鈴木 ハマ子 委員、

8番 郷 家 百合子 委員は欠席

- 4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

9番 小 林 寅 雄 委員

3番 桂 嶋 賢 一 委員

日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第4 協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

日程第5 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出に対する受理について

日程第6 報告第3号 非農地証明願について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
開会に先立ちまして、本年4月1日付けの人事異動に伴い、職員の変更がございますので、ご紹介いたします。
(橋本自己紹介)

それでは、ただ今から、利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊賢(かたし)会長 から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶(及び報告事項)

局 長 有難うございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。

それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、議事に入らせていただきます。

ただ今の出席委員は、農業委員7名、推進委員5名の計12名です。

2番 鈴木ハマ子委員、8番 郷家百合子委員はJ A仙台たなばたけイベント
応援のため欠席です。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。 9番 小林 寅雄 委員、3番 桂嶋
賢一 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決
定について」を議題とします。

それでは、事務局から2ページ番号1の内容の説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について
でございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

申請地は、春日字穴切19番 外1筆、地目が田で面積が243㎡、春日字山下26番 外2筆、地目が畑で面積が3,638㎡、面積合計3,881㎡です。

申請事由は親子間の贈与であります。

所有者が、高齢のために耕作が困難になったことから、親族内で協議の上、贈与により所有権が移転することになったものであります。

位置図、現況写真について10ページから18ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを順守することや防除基準に従うことが該当となりまして、これらの各要件に該当すると考えられることから、許可要件をすべて満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 次に、現地確認等の結果について、
番号1は現地在春日地区になりますので、14番 赤間 良一 委員から補足説明願います。

2ページ番号1

14番 赤間 良一 委員

現地については、10ページの春日字穴切19は小さな田でありますが数十年耕作はしていないように見受けられます。12ページの春日字芦ノ口20も同様に耕作しておらず、田か畑か判別できない状態です。12ページの春日字山崎25-2についても草刈はしていますが、耕作物などなく畑としては寂しいです。15ページの春日字山下26については立派に梨畑を整備し、選定も終わっている状況です。現在は担い手の方と一緒にいるそうです。

18ページの芦ノ口28-1については、自宅敷地内にあり、時期的に雑草が多くありましたが家庭菜園としてしっかりやっていました。

譲り受ける息子さんは梨畑にウエイトを置いて行う予定ですが、本人も年間150日以上従事する意思がありますので賛成のほうよろしく願います。

以上で説明を終わります。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

【質疑なし】

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第3「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について」を議題とします。

それでは、事務局から3ページ番号2・3の内容の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の3ページをお開きください。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定についてでございます

申請番号2, 3の内容について順にご説明いたします。

まず、番号2の申請ですが、有償の所有権移転の設定であり、申請地は沢乙字大沢西76-1であります。

地目については畑、面積が1699㎡で、市街化調整区域内の農地となります。位置図については19ページ、現況写真について20ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

転用事由は駐車場及び資材置き場であります。

申請者に置かれましては、造園業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、事業に必要な資材を置く場所や作業用車両の駐車スペースが不足する見込みとなり、今回、当該値を取得し、資材置き場及び駐車場として使用したいとのことでの申請となっております。

当該地の被害防除計画としまして、申請地はこれまでナシ園として利用されていた農地であり、地盤が高く現況のまま駐車場や資材置き場として利用することは困難であることから地番を下げる工事を行う予定です。

地盤下げ工事に伴う土砂流出を防止するため、土留の擁壁を設置し対応する計画であります。

雨水につきましては、計画地に隣接する既存の水路に放流します。

審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響を与えないということで、基準を満たしております。

続きまして、資料の3ページにお戻りください。

番号3の申請ですが、有償の使用貸借の設定であり、申請地は沢乙字新北橋25-1であります。

地目については田、面積が838㎡で、市街化調整区域内の農地になります。
位置図については21ページ、現況写真については22ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

転用事由は駐車場及び資材置き場であります。

申請者は、仙台市にある「N&H株式会社」で、土木・建築工事を主に行っている事業者であります。

事業規模拡大に伴い、資材置き場や作業用車両の駐車場が本社敷地内だけでは不足することから、早急に用地を探していたとのことであり、今回の申請地は大和町にある取引先とのほぼ中間に位置することから、利便性を考慮し、資材置き場および車両駐車場としての転用申請があったものでございます。

当該地の被害防除計画といたしましては、雨水は、砂利敷のため自然浸透させることでの対応となります。

審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響を与えないということで、基準を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
番号2・3は現地が沢乙地区になりますので、7番 菊地 豊志 委員から補足説明願います。

3ページ番号2・3

7番 菊地 豊志 委員

現地確認について、番号2の大沢西76-1は、沢乙地区で最後の梨畑であった土地で、現在は周辺の木も含めすべて伐採され、更地の状態です。対象地の左側は高速道路ののり面となっていて、地盤を下げることに伴う薄い対策が必要だと思います。番号3の新北橋25-1についてはもともと水田ですが、現状を見る限りここ数年は交錯していないように見受けられます。対象地の南西に二枚の水田があり、そこに影響がなければ問題ないと考えています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

伊藤（信）委員

3番の新北橋25-1の内容についてですが、親族間で永年の賃貸借権設定というものは理解できますが、企業相手に売買契約ではなくの永年の賃貸借兼設定としているのはなぜなのでしょう。

事務局 申請の際に売買という形ではなく賃貸借兼設定で更新を続けるという意味での永年という旨の話がありました。

議長 その他ご意見等ございませんか。
ないようですので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議長 次に、日程第4「協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題とします。
事務局から4ページからの内容の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の4ページをご覧ください。
協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてご説明いたします。
令和6年度の農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施のため、「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」について協議し、答案の承認が得られた場合は、農業委員会等に関する法律第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条及び平成28年3月4日付農林水産省経営局のうち政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により利府町ホームページで公表するものとされております。

資料の5ページをお開きください。

令和6年度最適化活動の目標の設定等ということで、これらの内容については農業委員会の最適化活動の目標の設定、活動の記録・点検、調査の実施、その他結果について公表するものであります。

考え方ですが、推進委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意思の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回りなど多岐にわたります。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を実施することが重要となっており、その透明性を確保する必要があるということで示されておまして、令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検、公表し、法律第37条の規定により、その結果を公表するという示されております。

6ページをご覧ください。

こちらに記載の目標ですが、ローマ数字のⅡ、最適化活動の目標（Ⅰ）農地の集積ですが、現状としまして、農地の集積状況は、町内で361ha、集積率は

11. 9%となっております。

令和6年度の目標につきましては、4ha増の集積面積を47haとして目標を定め、13%の集積率に挙げていきたいと考えております。

令和12年までにはおおむね13%ずつ7年間で約90%の集積となるよう定めたものであります。

(2) 遊休農地の解消ということで、現状21haございまして、そのうちの緑区分の遊休農地面積が14haございますが、今年の目標としまして、14haのうち2.8haを通常の農地に戻していくということで、目標を定めております。

目標値の2.8haの考え方としましては、緑区分の遊休農地面積の5分の1と目安が示されていることから、14haの5分の1＝2.8haとしております。次に7ページをご覧ください。

(3) 新規参入の状況としまして、令和4年度に2経営体、0.4haの新規経営体が入っております。

この2経営体につきましては、令和4年に農地所有の確法人格を取得しました春日地区でアグリサクタハウスを運営しております「株式会社アールエフファーム」及び平成30年度から本庁地域おこし協力隊としてナシ栽培技術を習得され、令和5年2月9日に「認定新規農業者」として認定を受けました「近江 貴之さん」になります。

目標ということで定めているのは、新規参入者を見込み、新規参入者への貸し付けについて農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積として1.5haとし、新たな農業者の参入を目標としております。

こちら1.5haの目標設定につきましても、目安が示されておりました、過去3年間の権利移動面積平均値の1割以上ということで、過去3年間の権利移動面積の平均である14.5haの1割以上、1.5haを設定したものであります。

次に2 最適化活動の活動目標ということで、推進委員等の活動目標になりますけれども、月10日程度の各種活動をお願いしたいということでの目標設定となります。

(2) 活動強化月間の設定目標設定ということで、今年の9月から来年1月までパトロールや緑区分遊休農地の解消に向けた方策に対応するための活動をお願いしたく目標を定めております。

こちらにつきましても、宮城県農業会議からアドバイスをいただいております、活動強化月間中は、すべての委員が一斉に同じ活動を行い、他の月と比較し、活動内容や活動の頻度が向上していると客観的に認められるようにお願いしたいとのことでありますので、遊休農地解消に向けた取り組みを利府町農業委員会として実施していく必要がありますので、現地検討会のような時間を、例えば申請案件が少ない夏場の時期のどこかで設けさせていただければと考えておりました。

現段階では、委員全員による農地一斉パトロールを目標にさせていただいております。

(3) 新規参入相談会への参加目標ということで、こちらにつきましては、こ

れまでも目標に掲げては来ておりますが、まだ開催には至っておりません。

農林水産課のほうでは随時相談を受け付けている状況ではありますので、全体としての相談会の開催を1回ということで定めたいと思っております。

新規就農者を希望する方向けに、開催に向け調整したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

菊地 委員

来月から、活動日数の目標が月10日になるということでしたが、仕事の都合もあり現状難しい為、どのように対応したらよいですか。

事務局 あくまで農業会議が示した目標の日数ですので、達しない場合にペナルティが課されるわけではなく、無理のない範囲でご協力いただきたいと考えております。

伊藤（信） 委員

遊休農地の解消とありますが、現状変更の許可がいない土地に盛土をして田を畑にしたが、管理をしておらず、雑草が伸びて放置されているような場合はどのような対応をするのですか。

事務局 そのような土地に対して事務局で除草作業をするよう通知を出していますが、所有者が高齢の場合が多く、除草作業がままならない方が多くいらっしゃる中で、今後の対応について検討していきたいと考えています。また、夏場に遊休農地の調査を行う予定ですので、農業委員会としては今年度も改善されない、または新たに発生した遊休農地に対して通知を出す予定です。

赤間 委員

農地パトロールについてですが、昨年度までの資料は全委員共通の図面で、枚数も多く縮尺の関係で場所の詳細がわからず見づらかったため、今年度は担当区域別に見やすい図面をお願いしたいです。また、一人当たりの活動日数は国の指導で示されているのですか。また、仕事の合間で活動を10日間行うことは難しいのでどのように取り組めばよいでしょうか。

事務局 担当地区の遊休農地となると場所が限られるので、全体図と合わせて詳細な見やすい図面を作成します。活動日数は国より示されており、必ず10日やらなければならないというわけではありません。

菊地 委員

パトロールについてですが、私が担当する沢乙地区は沢沿いにあり、条件の悪く荒れた水田が多く、付近まで寄っての現地確認が難しい土地が多くあります。また、付近でイノシシもよく出没しているため、どのように対応したらよいか知りたいです。

事務局 確認するのに危険な場所に関しては、無理に付近まで寄らずに確認していただき、安全第一でパトロールを行っていただきたいと考えております。

伊藤（英）委員

もしパトロール中に事故やけがをした場合は補償してもらえるのですか。

事務局 地方公務員という扱いですので、パトロール中の事故やけがは公務災害として保障されます。

櫻井 委員

遊休農地の扱いについてですが、仙台市は通知を送っても対応してもらえない場合は地区の実行組合が草刈りをして当該地に請求書を出しているそうです。利府町も通知を送って対応してもらえない場合は仙台市と同様に对应してはどうでしょうか。

庄司 委員

私が担当する神谷沢地区でも町内会から要請があり、グラウンドの整備として実行組合が草刈りを年に3回行っています。

事務局 仙台市の場合は通知を送っても応じていただけない際に、実行組合が強制的に行っているのでしょうか。

櫻井 議員

草刈りは強制的に行っていて、当該地の所有者に請求書が突然届くようになっているようです。

事務局 草刈りや請求の件についても、仙台市とも協議し確認してみようと思います。

菊地 委員

先ほどの話に付随してですが、私が所有している農地の隣に遊休農地があります。その土地は全く整備がされておらず、雑草が伸びてしまうと影響があるため個人で年に3回ほど草刈りを行っています。当該地の所有者は年金暮らしで請求できない状態です。将来的に利府町ではこのような遊休農地が増えるだろうと思

いますので、どのように対応していくのか考えていただきたいと思います。

高橋 委員

私も遊休農地の扱いについてですが、柚ノ木などにある形が悪い田は、管理がされずに遊休農地となっていくだろうと思います。農家人口の減少や高齢化なども考えると工業地帯や住宅地などに変えていくことも一つの選択肢だと思います。そのような土地に対してはどのように対応していく方針なのでしょうか。

事務局 数年前から農地の将来を見据えて地域計画を策定する予定でして、以前人・農地プランの際にアンケートを取りましたが、形の良い農地に集約していく方針です。

議 長 他にご質問・ご意見等ございませんか。

議 長 協議案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、日程第5「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出に対する受理について」を議題とします。

事務局から8ページ番号4から6について、内容の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の8ページをお開きください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてでございます。

申請番号4・5・6の内容について順にご説明いたします。

まず、番号4の届出についてでございますが、仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合が施行する、仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理事業による住宅地開発に伴うもので、仮換地が設定され、すでに土地の売買は終了しておりますが、一部分筆して登記簿上、畑となっていた部分について、売買による所有権移転を伴う農地転用を行うため農地法第5条の届け出が提出されたものであります。

位置図及び現況写真について23ページから28ページにかけまして掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出地については岩切字羽黒前92番2、地目については畑、面積は0.21㎡です。

届出地につきましては、本渡地区区画整理事業による一団の住宅地整備の計画地となっており住宅地整備にあたり必要不可欠な土地となるものであります。

被害防除計画としましては、計画地内の雨水本管、道路側溝から調整池に集水、既存の河川に放流し、汚水については公共下水道に接続するものであります。

審査基準については、届け出の審査要件であります、市街化区域内の農地であ

ることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等がそろっておりましたので、受理しております。

続きまして番号5の届け出についてでございますが、同じく神谷沢地区の土地区画整理事業によるものでございます。

届出地については、岩切字羽黒前88番2、88番3及び93番3の3筆になります。

地目については3筆とも畑、面積では合計1,373.94㎡です。

届出地につきましては、本渡地区区画整理事業による一団の住宅地整備にあたり同じく必要不可欠な土地となるものであります。

被害防除計画としましては、前段の説明内容と同様の対応となります。

審査基準については、届け出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等がそろっておりましたので、受理しております。

続きまして番号6の届け出についてでございますが、こちらも同じく神谷沢地区の土地区画整理事業によるものでございます。

届出地につきましては、本土地区区画整理事業による一団の住宅地整備にあたり同じく必要不可欠な土地となるものであります。

被害防除計画としましては、前段での説明内容と同様の内容になります。

審査基準については、届け出の審査要件であります、市街化調整区域内の土地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等がそろっておりますので、受理しております。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認調査の結果について、
番号4～6については、神谷沢地区になりますので、10番 庄司 安伸 委員から補足説明願います。

8ページ番号4～6

10番 庄司 安伸 委員

この地区は令和2年4月に着工いたしました岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理事業に付随しておりまして、羽黒前金沢46-1については所有者が町外在住の為割愛します。金沢34番についてですが、現地写真のとおり更地になっております。記憶をたどると、周囲への影響については全くなく問題ないと考えています。以上で説明を終わります。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

発言のある方は挙手願います。

伊藤（信）委員

4・5番についてですが、住所に岩切と記載がありますが、仙台市の土地ではないのでしょうか。

事務局 対象地が利府町と仙台市にまたがっております。そのため、利府町岩切字羽黒前という表記になっており、現状利府町の土地ですので今回利府町で申請が出されております。

議 長 他にございませんか。
報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、日程第6「報告第3号 非農地証明願について」を議題とします。
事務局から9ページについて、内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、最後に番号7の非農地証明願の届出になります。
資料の9ページをご覧ください。

こちらにつきましては、住宅建築に伴い、平成24年度に農地法第5条の届け出が出されておりますが、届け出後に当該地が分筆され、畑となっていたものであり、自宅敷地の間知ブロック積擁壁の用地として利用されてきました。

29ページに位置図、31ページに現地の写真画像を掲載しておりますが、写真のとおり、現地についてはすでに擁壁の用地として利用されており、今後、農地として利用することは不可能であります。

このことから、農地以外の目的に供しており、農地法の適用を受けない旨の証明願いが提出されたものであります。

届出地は、加瀬字野中沢83番1、84番2で、地目は登記簿上で畑、面積は78.3㎡であります。

現況の状況になってから10年以上が経過し、宅地用擁壁であることから、原状回復は困難で農地として利用される可能性がないと判断されること、また、添付書類等がそろっておりましたので、受理しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明の内容が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。
ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承くださいます。

議 長 次に、その他に移ります。

(1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

2 ページ番号 1 については 1 4 番 赤間 良一 委員に

3 ページ番号 2・3 については 7 番 菊地 豊志 委員に

8 ページ番号 4～6 については 1 0 番 庄司 安伸 委員に
履行確認をお願いします。

議 長 次に、3 2 ページから 3 6 ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告願います。

9 番 小林 寅雄 委員 1 1 3 3 番 完了です。

7 番 菊地 豊志 委員 1 1 4 2 番、1 1 4 3 番、1 1 4 4 番 初期確認です。

1 1 番 板橋 秀之 委員 1 0 6 1 番 完了です
1 1 5 7 番 初期確認です。

7 番 菊地 委員

履行確認についてですが、1 0 0 2 番、1 0 0 3 番はともに取り下げ予定となっておりますが、作業はしているのでしょうか。許可から 3 年がたちますので書類上はどのようなになっているのでしょうか。

事務局 1 0 0 2 番と 1 0 0 3 番については改めて確認いたします。

転用事業の履行確認についてですが、委員の皆様に出向いて初期確認、完了確認を総会の場で報告いただいておりますが、転用案件も現状変更の案件も工事等が終了した段階で完了報告書を速やかに提出していただくようお願いしております。

履行確認の段階で報告の際に完了確認について不明確な部分がございますので、次回から総会通知送付時にそれまでに提出された完了報告書の写しを同封しますので、今まで通りの履行確認プラスでご確認いただければと思います。完了報告書が提出されていないが、完了していそうな場所についてはご報告いただき、該当の申請者にご連絡差し上げるようにいたします。

伊藤（信）委員

完了届は出すべきであって、工期は決まっているので工期が過ぎている場合には速やかに提出いただくよう毅然とした対応をしていかなければいけないと思います。

事務局 提出いただく際にも完了報告書については説明しておりますので、おそらく忘れていたということだと思いますが、最終的に提出されない場合は電話にて速やかに提出いただくよう催促したいと思います。

議 長 転用末日が記載されている場所とない場所がありますが、わかっている個所に関してはできるだけ入力することで分かりやすくなるのではないかと。

事務局 過去の記録をさかのぼり、わかるものに関しては入力したいと思います。

議 長 他にございませんか。
なければ、(1) 履行確認について、を終了します。

議 長 (2) 次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の令和6年度第3回総会の日程につきましては、
令和6年6月25日(火曜日)午後2時から、役場2階の第1会議室で開催となりますのでよろしくお願いします。

伊藤(信)委員
変更届の要領について、作成いただくという話はどうなったのでしょうか。

事務局 夏場の申請案件が少ない時期を見計らって、現状変更の届出に関する勉強会を開催する予定でございましたので、内容を詰めて委員さん方にご連絡差し上げます。

議 長 それでは、次回は令和6年6月25日(火曜日)の午後2時から役場2階の第1会議室で開催いたしますので参集願います。

議 長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。
事務局よりお願いします。

事務局 3点ご連絡差し上げます。
まず、第1回総会案件についてでございます。
第1回総会案件でご協議いただきました「加瀬字瓦崎」地内、加瀬沼公園利用者対応の駐車場案件についてでございますが、今後の見通しについて先月ご説明できませんでした。
前回の総会終了時に、駐車場を整備する業者宛確認いたしましたので内容についておつなぎいたします。
加瀬沼公園につきましては、県管理地であり。指定管理者にて管理運営しております。今回の協議案件として提出されました駐車場への転用の内容につきまし

では、県とは直接関係はなく、今回の申請者であります「株式会社U. D. A」において駐車場を整備、管理を行うこととなります。

駐車場の形態としましてはコインパーキングを計画しており、コストを抑えるため、ゲートなどは設置せず、防犯用カメラを設置し前払い式とするようでありました。

次に、農地パトロールについてでございます。

次回、6月の第3回総会終了時に、農地パトロールを実施いたしますのでご承知おきください。

パトロール実施場所につきましては、基本的に昨年度のパトロール個所を予定いたしますが、各委員さんの担当地区でパトロール調査を希望するような農地がある場合は6月14日（金）まで事務局に連絡いただければその箇所についても実施箇所に含めたいと思いますのでご連絡願います。

服装については、作業着でお願いしたいと思いますので、6月の総会参加時は最初から作業着でお越しください。よろしくお願いいたします。

最後に、夏季における委員の服装についてでございます。

今回の総会開催通知にも記載させていただきましたが、「利府町地球温暖化対策実行計画」に基づく環境負荷低減に向けた省エネルギー対策推進のため、委員さん方におかれましても、第2回総会から第6回総会時につきましては、半そでシャツ、ノーネクタイ等、暑さをしのぎやすい服装で総会に出席いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 他にご意見などございませんか。
 他にないようですので、その他を終了します。
 これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 長時間大変ありがとうございました。
 以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和6年 6 月 25 日

9 番委員

小林 寅雄



3 番委員

桂嶋 賢一

